

広島県告示第八百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県福山市本郷町地内		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法	区域の表示及び法
本郷（三六〇四）	急傾斜地の崩壊	本郷（三六〇四）	急傾斜地の崩壊	第三十一年政令第八十四号）	第三十一年政令第八十四号）
本郷（三六一五）	急傾斜地の崩壊	本郷（三六一五）	急傾斜地の崩壊	第三十一年政令第八十四号）	第三十一年政令第八十四号）
本郷（三六五二）	急傾斜地の崩壊	本郷（三六五二）	急傾斜地の崩壊	第三十一年政令第八十四号）	第三十一年政令第八十四号）
本郷（三六五一）	急傾斜地の崩壊	本郷（三六五一）	急傾斜地の崩壊	第三十一年政令第八十四号）	第三十一年政令第八十四号）
本郷町（三七二〇）	急傾斜地の崩壊	本郷町（三七二〇）	急傾斜地の崩壊	第三十一年政令第八十四号）	第三十一年政令第八十四号）
本郷町（三七二〇—一）	急傾斜地の崩壊	本郷町（三七二〇—一）	急傾斜地の崩壊	第三十一年政令第八十四号）	第三十一年政令第八十四号）
本郷町（三七二二）	急傾斜地の崩壊	本郷町（三七二二）	急傾斜地の崩壊	第三十一年政令第八十四号）	第三十一年政令第八十四号）
本郷町（三七二二）	急傾斜地の崩壊	本郷町（三七二二）	急傾斜地の崩壊	第三十一年政令第八十四号）	第三十一年政令第八十四号）
盛岡（六七八四）	急傾斜地の崩壊	盛岡（六七八四）	急傾斜地の崩壊	第三十一年政令第八十四号）	第三十一年政令第八十四号）

榎原（七九）	地滑り	次の図のとおり			
御領（三三三）	地滑り	次の図のとおり			
本郷（三二一）	地滑り	次の図のとおり			
大迫川（一四）	土石流	次の図のとおり	大迫川（一四）	土石流	次の図のとおり
			納屋川（二三）	土石流	次の図のとおり
			横山川（三二）	土石流	次の図のとおり
中野川（一〇隣b）	土石流	次の図のとおり	中野川（一〇隣b）	土石流	次の図のとおり
			中野川（一〇隣a）	土石流	次の図のとおり
中野川（一〇）	土石流	次の図のとおり	中野川（一〇）	土石流	次の図のとおり
			吉田下川（三二）	土石流	次の図のとおり
			吉田下川（三一隣a）	土石流	次の図のとおり
吉田上川（三〇）	土石流	次の図のとおり	吉田上川（三〇）	土石流	次の図のとおり
			本郷川右支川（五〇〇二）	土石流	次の図のとおり
			山手川（八隣a）	土石流	次の図のとおり
山手川（八）	土石流	次の図のとおり	山手川（八）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。